広島県告示第八百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年七月六日までの間、縦覧に供する。

令和五年六月二十二日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類

県道

二　路線名

下御領新市線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
福山市新市町大字戸手二三一二番六地先から福山市新市町大字戸手二三〇七番二地先まで	旧	三・一〇～三・一〇	一九・五〇	
	新	四・一〇～六・〇〇	一九・五〇	拡幅